

公益財団法人日本スポーツ協会
日本スポーツグランプリ顕彰規程

(目 的)

第1条 長年にわたりスポーツを実践し、広く国民に感動や勇気を与え、顕著な功績をあげた中高年齢層の個人又はグループを顕彰することで、その功績をたたえ、生涯にわたるスポーツ実践の推進に寄与する。

(対 象)

第2条 長年にわたるスポーツ実践者で、現在も活動を継続し、当該スポーツにおいて、中高年齢層の顕著な記録や実績を挙げ、国内外において高い評価を得た下記に該当する個人又はグループ。

ただし、原則として、オリンピック競技大会、各競技別世界選手権大会等に出場経験のある者を除く。

- (1) 当該スポーツを長年にわたり実践している個人又はグループ
- (2) 当該年齢層において世界記録等を樹立した個人又はグループ
- (3) 当該スポーツにおいて顕著な実績を挙げた個人又はグループ

2. 受賞者数は、若干の個人又はグループとする。

(受賞者の決定)

第3条 加盟団体等からの候補者推薦を得て、栄典・顕彰委員会にて選考の上、理事会で決定する。

(顕 彰)

第4条 本会会長名により顕彰する。

(変 更)

第5条 この規程は、栄典・顕彰委員会の議決により変更することができる。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、栄典・顕彰委員会において定める。

附則1

この規程は、平成18年1月11日から施行する。

附則2

1. この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附則 3

1. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則 4

1. この規程は、平成 30 年 11 月 8 日から施行する。

附則 5

1. この規程は、令和元年 12 月 9 日から施行する。

日本スポーツグランプリ 候補者推薦条件

公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツグランプリ顕彰規程第 2 条に規定する顕彰対象者の条件について、以下のとおり定める。

1. 顕彰区分

推薦団体は次に設ける(1)～(3)の顕彰区分いずれかに該当する候補者を1名又は1グループ推薦することができる。

<顕彰区分>

- (1) 当該スポーツを長年にわたり実践している個人又はグループ
- (2) 当該年齢層において世界記録等を樹立した個人又はグループ
- (3) 当該スポーツにおいて顕著な実績を挙げた個人又はグループ

2. 基礎条件

(1)～(3)の顕彰区分すべてにおいて、次の内容を基礎条件とする。

なお、候補グループの推薦にあたっては、構成員個々人が、基礎条件を満たした上で、候補グループとしての功績が顕彰区分毎に設ける推薦条件を満たす必要がある。

<基礎条件>

- ・ 原則として推薦時に70歳以上の者で、概ね50年以上にわたりスポーツを実践している者。
※年齢は競技特性を考慮することができる。
※女性候補者については、わが国における女性スポーツの環境や普及状況に鑑み、スポーツ実践歴が50年に満たない場合でも推薦できる。
- ・ 国内、国外、国内外のいずれかにおいて、その活動や功績がマスコミ等に取り上げられるなど、話題性が高く、広く称賛が得られていること。
- ・ オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、ワールドゲームズ、各競技別の世界選手権大会、ワールドカップ及びこれらと同等の国際大会やアジア競技大会、アジア冬季競技大会に出場経験のある者を除く。

3. 顕彰区分毎の推薦条件

顕彰区分毎に設ける推薦条件は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 当該スポーツを長年にわたり実践している個人又はグループ

- ・ 原則として推薦時に70歳以上で、概ね50年以上にわたりスポーツを実践していること。
- ・ 基礎条件に定めるスポーツ実践歴の「概ね50年以上」には、当該スポーツ及び他のスポーツ実践歴を通算(重複期間は除く)することができる。

【例】現在80歳で、60年余りにわたり、プレーを続けている現役ラグビープレーヤーなど

(2) 当該年齢層において世界記録等を樹立した個人又はグループ

- ・ 原則として70歳以上の競技区分において、世界記録等を樹立していること。

【例】競泳で、年代別(80歳代)の世界記録を樹立した現役スイマーなど

(3) 当該スポーツにおいて顕著な実績を挙げた個人又はグループ

- ・ 原則として70歳以上で、当該スポーツにおいて顕著な実績を挙げていること。

【例】カヌーで、単独、太平洋横断の世界最高齢記録を樹立したカヌーイストなど